

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府 に對する贈与に關する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	經濟社會開発に係る計画等を実施するために必要な同政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.8.9 アデイス アベバで (同日)	日本側 松永大介在エチオ ピア大使側 アドワス・ ネベベ財務担当国務大臣	2019.8.26 119号
エチオピア	アデイスアベバ市における道路維持管理機材整備計画 贈与に關する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	アデイスアベバ市における道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,386,000千円 2023.10.31まで	2019.12.16 アデイス アベバで (同日)	日本側 松永大介在エチオ ピア大使側 アーメド・ シデ財務大臣	2020.2.3 27号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。